

## 部会に属すべき専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

### 記

○令和2年12月24日付

産業統計部会

（作物統計調査関係）

専門委員 山岸 順子（東京大学農学部非常勤講師、日本作物学会会長）

[※任期：令和3年4月30日まで]